

# 役員選考委員会規定

## (設置)

第1条 一般財団法人千葉陸上競技協会(以下「本協会」という。)会長は、評議員及び役員  
の選考において、役員選考委員会(以下「委員会」という。)を設置することができる。

## (所管事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び監事を選考する。
- (2) 顧問、参与の選考に関する事。
- (3) 評議員、理事、監事を評議員会に推薦することができる。

## (委員)

第3条 委員は、理事会において協議し、会長が委嘱する。

2 構成員は、次のとおり13名の委員で構成する。

- (1) 評議員 3名、 ・業務執行理事 3名、
- (2) 地区選出理事 7名

## (役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

・委員長 1名 ・副委員長 若干名

第5条 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

第6条 委員長は、委員会を代表し会務を掌理する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は、欠けたときは、その職務を代行する。

## (任期)

第7条 委員会は、役員の変更の都度発足し、決定及び推薦後ただちに解散する。

## 附則

この規程は、平成22年3月11日から施行する。

平成26年3月25日改訂